

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
10月15日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

保安林の指定 (森林整備課)……………三

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路建設課)……………三

周南都市計画公園事業の認可 (都市計画課)……………四

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (四件) (商政課)……………四

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………五

公安委告示

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施……………六

教習指導員審査の実施……………七



山口県告示第三百五十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十二年十月十五日から同年十一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区富士見一丁目一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場
所在地 山陽小野田市大字郡二三〇〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m ³ /分)	力	工事着手年月日	工事完成年月日	使用開始年月日	使用時間間隔
二七ール	八〇		平成二二、二〇	平成二二、二四	平成二二、一五	連続二四時間
"	五〇		"	"	"	"
"	二〇		"	"	"	"

備考 「二七ール」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設をいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
排 水 槽	処理前	七	二〇	三〇	二〇〇	五八八・四
	処理後	一〇	三〇	四〇	二〇〇	八二九・四
中 和 処 理 施 設	処理前	六・五	六〇	一〇〇	二〇〇	二五〇・三
	処理後	七	四〇	三五	二〇〇	二五〇・三
種 類	項目	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常
水素イオン濃度 (水素指数)		七	一〇	二〇	三〇	二五〇・三
化学的酸素要求量 (mg/l)		二〇	三〇	四〇	六〇	二五〇・三
浮遊物質 (mg/l)		三〇	四〇	五〇	六〇	二五〇・三
窒素 (mg/l)		二〇	三〇	四〇	五〇	二五〇・三
汚水等の一日当たりの量 (m ³)		七	一〇	二〇	三〇	二五〇・三

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 隔 隔 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

(一) 種 類、構 造 及 び 使 用 時 間 間 隔 等

四 汚 水 等 の 処 理 施 設 に 関 する 事 項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値				汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	
二七ール	三	一〇	二〇	一〇〇	〇・五
通 常	三	一〇	二〇	一〇〇	〇・五
最 大	三	一〇	二〇	一〇〇	〇・五
備 考	(一)の表の備考は、この表について準用する。				

(二) 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値 及 び 汚 水 等 の 量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	排水		水の汚染		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	素 (mg/l)	燃 (mg/l)	
七・三	通常	最大	通常	最大	通常	最大	九七・四
八・六	通常	最大	通常	最大	通常	最大	一・二八二・四
一〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
二〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
一五	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
三〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
検出せず	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
一〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
四〇	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
一	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
一・五	通常	最大	通常	最大	通常	最大	

山口県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

萩市大字山田字ナメラ平五、字荷卸浴二、一三、一四の一、一四の二、字下奈目良三二、三五、二四九〇

岩国市由宇町字上行衛三〇三九、四三五八、四三五九の一、四三六〇、四六九八、由宇町西三丁目三三九三、由宇町字蔵重三三九四、三三九六、三三〇四、四七三六、字蔵重岡三三九五、三三〇〇、三三〇二の一、三三〇六の一、四六九〇、四七〇〇から四七〇三まで、四七〇八、四七〇九、四七二七、四七二八、四七三一、四七三二、四七三三、四七三四、四七三五、四七四一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐とする。

萩市大字山田字ナメラ平五・字荷卸浴一四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の二、字下奈目良三二・二四九〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

岩国市由宇町字蔵重岡四七二七・四七三五・四七四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県道妻崎開作小野田線新有帆川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関成

一 県道妻崎開作小野田線新有帆川大橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）

(一) 工事場所 山陽小野田市大字小野田字小野田八ノ割から同市大字東高泊字横土手までの間

(二) 工事の概要

構造	延長	道路幅員
PC五径間連続箱桁形式橋りょう	四七八・〇メートル	二二・二五メートル (車道六・五メートル)

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十二年十月十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千二百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年十月十五日から同年十一月八日までの午前九時から午後四時三十分

まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年十一月三十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所（電話〇八三六一―一三三四五）にすること。

山口県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

周南市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・四・三〇一徳山公園

三 事業施行期間

平成二十二年十月十五日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

周南市大字徳山



(三三五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十二年五月二十五日山口県公告（一六二）に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンタージュンテンドー柳井店及びアルク柳井中央店
所在地 柳井市大字古開作六六四の一七
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月一日山口県公告(一七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ドラッグコスモス周東店
所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月一日山口県公告(一七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 西恩田商業施設
所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
- 二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年六月四日山口県公告(一七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年十月十五日から同年十一月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年十月十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 クスリ岩崎チェーン下関安岡店
所在地 下関市梶栗三丁目六番六号
- 二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(三三九) 開発行為に関する工事の完了

- 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

- 平成二十二年十月十五日
- 一 開発区域に含まれる地域の名称
防府市大字江泊字竹村屋
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口県知事 二井 関 成

東京都中央区日本橋一丁目一番一号
国分株式会社



山口県公安委員会告示第五十七号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員
 - (一) 種別及び級
 - 空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）、施設警備業務（二級）、交通誘導警備業務（一級）、交通誘導警備業務（二級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（一級）、核燃料物質等危険物運搬警備業務（二級）、貴重品運搬警備業務（一級）及び貴重品運搬警備業務（二級）
 - (二) 定員 五十人
 - 二 審査の日時及び場所

日	時	場	所
平成二二、一一、一八	午前九時から正午まで	山口市滝町一番一号	山口県警察本部
 - 三 審査の対象者
 - 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）
 - (一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員
 - (二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年十一月一日（月曜日）から同月五日（金曜日）まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

- (一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者
山口県内の最寄りの警察署
- (二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

- (一) 審査申請書（規則附則別記様式によること。）
- (二) 添付書類

1 六の(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 その他

- (一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八）にすること。

山口県公安委員会告示第五十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年十月十五日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
（一）日時 平成二十二年十一月二十五日（木曜日）及び同月二十六日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十二年十一月八日（月曜日）から同月十五日（月曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
（一）教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
（二）規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万二千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十二年十月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁